

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

兵庫県では、県が管理する国道及び県道の安定的な維持管理のため、県が管理するトンネル、歩道橋など道路施設（以下「施設」といいます。）の名称（以下「名称」といいます。）を付けることができる権利（以下「ネーミングライツ」といいます。）の対価（以下「ネーミングライツ料」といいます。）により、安全で安心な道路環境づくりを推進することを目的に、ネーミングライツを取得する企業等（以下「ネーミングライツパートナー」といいます。）を募集します。

なお、ネーミングライツパートナーとなつていただいた企業等では、施設に企業名、店舗・事務所名、商品名（ロゴマークを含む。）を表示することで、企業等を幅広くPRすることができるのと同時に、適正な道路の維持管理への支援を通じた社会貢献にもなります。

2 対象施設

別添のとおり

※対象施設について、点検等で早期の補修が必要と判断された場合は、対象から除外することがあります。また、ご応募いただいた後に補修の必要が判明した場合は、原則としてネーミングライツパートナー候補企業等の決定通知までにお知らせします。

3 公募の概要

(1) 応募資格

ア 「兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱第4」に規定するネーミングライツパートナーの基準を満たす企業等が応募できます。

イ 県は、応募のあった企業等が暴力団等であるか否かについて、兵庫県警察本部に意見を聴くことがあります。

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱（抜粋）

第4 ネーミングライツパートナーの基準

- 1 ネーミングライツパートナーは、企業等とします。
- 2 次のいずれかに該当する者は、ネーミングライツパートナーの対象外とします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に該当する事業等を営む者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）で規定する貸金業者のうち、金銭の貸し付けを主な業として営む者
 - (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生手続又は更生手続開始の決定を受けた者

- (5) ネーミングライツパートナーの募集を開始する日から6ヶ月前の日までに県の指名停止を受けたことがある者又は募集開始日以降に当該指名停止を受けた者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他ネーミングライツパートナーに適当でないとして県が認める者

(2) ネーミングライツ料

1 施設当たりの最低価格を年額15万円とします。

- ※ 1 複数の施設への応募が可能です。
- 2 応募金額は1万円単位とします。
- 3 消費税及び地方消費税は、別途ご負担いただきます。
- 4 別途、名称の表示及び契約期間満了時等の名称の抹消又は撤去に要する経費をご負担いただきます。
- 5 名称の表示等に要する費用は、施設の状態及び形状、並びに表示文字数、交通規制の条件等によって異なりますが、次の金額が目安となります。
 - ・トンネルの場合 表示費用概ね70万円・撤去費用概ね10万円
 - ・I字型歩道橋の場合 表示費用概ね40万円・撤去費用概ね30万円

(3) 契約期間

契約区分	契約満了日
3年契約	契約開始日から3度目の3月31日
4年契約	契約開始日から4度目の3月31日
5年契約	契約開始日から5度目の3月31日

※ 契約の更新を希望されるネーミングライツパートナーは、契約期間の満了する年度において、翌年度以降の契約に係る優先交渉権を得るものとします。

(4) 名称使用開始日

申し込み月の翌々月（予定）

※ 具体的な表示内容、方法等の協議の進捗状況によって遅れる場合があります。

(5) 名称

ア 名称は、「兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱第3」に規定する名称の基準を満たすものとしてください。

(例) △△町歩道橋 → 例1) ○○株式会社前△△町歩道橋

〃 〃 〃 例2) ○○株式会社△△町歩道橋

△△トンネル → 例3) ○○株式会社△△トンネル

イ 契約期間中における名称の変更は、原則としてできません。

兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー募集事業実施要綱（抜粋）

第3 名称の基準

- 1 名称は、現在の名称に、企業等名、店舗・事務所名、商品名（ロゴマークを含む。）を付けたものとします。ただし、市町独自の屋外広告物条例を定めている市町内では別途市町に表示できる内容を確認する必要があります。

- 2 信号や標識等と誤認させるような名称は認められません。
- 3 近隣の地域名を含むなど、施設の所在地を誤認させるような名称は認められません。
- 4 名称には、次の各号のいずれかに該当するものを使用することはできません。
 - (1) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
 - (2) 社会問題についての主義・主張
 - (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
 - (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
 - (5) 第三者を誹謗中傷又は排斥するもの
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
 - (7) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (8) 法令、規則等に反するもの
 - (9) 求人広告に関するもの
 - (10) 青少年の健全な育成に反するおそれのあるもの
 - (11) 貸金業に関するもの
 - (12) 個人の氏名
 - (13) その他施設の名称として適当でないと県が認めるもの

4 名称の表示

- (1) 名称の表示は、ネーミングライツパートナーに費用を負担して実施していただきます。
- (2) 施工にあたっては、別に定める仕様書又は県の指示に従っていただきます。
- (3) 必要に応じて施工業者を紹介します。
- (4) 名称の表示にあたっては、次の基準を満たす必要があります。ただし、市町独自の屋外広告物条例を定めている市町内では別途市町に表示できる内容を確認する必要があります。

なお、ネーミングライツパートナー候補企業等に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。

ア 表示面積

次のいずれをも満たすものであること。

- ① 既存の施設名称、所在地名等の表示面積を含め、合計面積が5㎡以内
(従前の名称を覆うために要する最小限の面積が5㎡を超える場合は、個別協議)
- ② 名称を表示する壁面の面積の5分の1以内

※ ただし、原則として、施設は現状有姿で表示可能な範囲に名称を表示いただくこととなります。(既存の信号、標識等の移設、雑木の撤去等はいりません。)

そのため、施設の構造、形状等及び既存の信号、標識等の設置状況によっては、上記①・②の面積を確保できない場合があります。

イ 表示方法

- ① トンネルにあつてはコンクリート壁面に取付金具をアンカー留めし、取付金具にアルミ製の表示板を設置することにより、歩道橋及び跨道橋にあつては橋桁に原則

としてシールを貼り付けることにより表示すること。

- ② 原則として、反対車線上に、はみ出して表示しないこと。
- ③ 既存の名称表示がある面は、必ず名称を表示すること。
- ④ 所在地名等が表示された部分に名称を表示する場合は、所在地名等を復元すること。

ウ 文字、ロゴマーク

- ① 1文字最大で30cm角までとする。
- ② ロゴマークは2文字以内の大きさまでとする。ただし、尼崎市、西宮市、姫路市内の施設はロゴマークを表示できません。

エ 色彩等

- ① 文字及びロゴマークは単色とし、蛍光色、反射性の強い色は使用しないこと。
- ② 文字及びロゴマークに赤、黄、緑、青を使用する場合は、ドライバーが信号又は標識と誤認しないよう配慮すること。
- ③ 地色は、名称を表示しようとする部分の周囲と同色又はトンネルにあっては無彩色、歩道橋及び跨道橋にあっては透明とすること。ただし、歩道橋及び跨道橋の場合において、文字及びロゴマークの色と施設壁面が類似色の場合は、地色を白とすることができます。

オ その他

- ① 文字、ロゴマーク及び地色の色彩、形状等の統一性、施設との調和に十分配慮すること。
- ② 信号や標識等と誤認させるようなもの等、施設に表示する内容、方法等として不適当なものでないこと。

5 申込方法

(1) 募集期間

随時募集を受け付けます。ただし、申請書類を受理した場合は、当該月末の時点で、応募のあった施設の募集を締め切り、選定手続を行います。

(2) 応募方法

ア 持参の場合 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

イ 郵送の場合 到着日を受付日として取り扱います。

(3) 応募書類

- ① 兵庫県道路施設ネーミングライツパートナー申込書（様式1）
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企業等の概要（様式3）
- ④ 役員一覧表（様式4）
- ⑤ 法人登記事項全部証明書
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 県税事務所の発行する全税目の納税証明書（3）（「県税及びこれに付随する延滞金等で未納のないこと」の納税証明書）（直近1年分）

※ 応募書類は返却できませんので、ご留意願います。

(4) 提出部数

2部（正本・副本各1部）ご提出ください（ただし、副本の添付資料は写しで可。）。

6 選定方法等

(1) ネーミングライツパートナー候補企業等の内定

ア 応募内容が応募基準を満たしているかを審査し、兵庫県土木部次長を委員長とする選考委員会にて6(1)イ及びウに従いネーミングライツパートナー候補企業等（以下「候補企業等」という。）を内定します。

イ 応募基準を満たしているもののうち、最も高額のネーミングライツ料を提示した企業等（同額の場合は、最も長期の名称の使用期間を提示した企業等）を候補企業等に内定します。

ウ 最も高額のネーミングライツ料で、かつ最も長期の名称の使用期間を提示した応募が複数の場合は、くじにより候補企業等を内定します。

(2) 名称の表示の内容、方法等及び工事内容等の協議

候補企業等に内定した後、具体的な表示内容、方法等を提示いただき、詳細について協議します。

(3) ネーミングライツパートナーの決定等

ア 上記(2)の協議の結果、合意に至った場合、候補企業等をネーミングライツパートナーに決定します。

イ ネーミングライツパートナーを決定したことを応募者全員に通知します。

ウ 県とネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ契約を締結します。

エ 記者発表及び県ホームページにより、その内容を公表します。

7 申し込み・問い合わせ先

〒650-8567（住所の記載不要）

兵庫県 土木部 道路保全課 管理班

電話：078-362-3522（ダイヤルイン）

FAX：078-362-4278

e-mail：dourohozenka@pref.hyogo.lg.jp